

コーポレート・グローバリゼーションの終焉

福田泰雄

はじめに

WTO協定、その後の二国間での自由貿易協定の成立によって、企業規制、貿易規制の緩和・撤廃、および公共領域の企業への開放がグローバル・ルールとなる。このグローバル・ルールの下、公共領域が縮小され、また国境障壁が引き下げられ、フラット化した市場領域が内包的かつ外延的に拡大する。T. フリードマン（2005）が描いた世界のフラット化である。しかし、世界のフラット化は、今日のグローバリゼーションの反面の事実すぎない。世界のフラット化は、多国籍企業化した独占資本にとってのビジネス世界の広がり、開放を意味する。世界のフラット化の内実は、一握りの多国籍企業がグローバル市場と制度をガバナンスするコーポレート・グローバリゼーションにある。一部の巨大資本が世界の主要マーケットの過半を握る。また、「貿易ルール」および「国際経済調整機関」（WTO, IMF, 世界銀行）の背後にはその巨大資本の存在がある。今日のグローバリゼーションは、単なる市場のフラット化ではなくて、独占資本が国境の枠を超えて、「市場と制度」を支配する、階級社会としての資本主義の新たな段階を意味する。

本稿の課題は、これまで分析してきたコーポレート・グローバリゼーションを改めて資本主義の歴史的発展の中に位置付け、その歴史的特徴と腐朽性を確認し、将来の社会制度設計に向け、コーポレート・グローバリゼーションに対するオルタナティブを提起することにある。以下、具体的

に、コーポレート・グローバリゼーションの体制を帝国主義の新たな段階として規定し（第1節）、コーポレート・グローバリゼーションの腐朽性をその体制の歴史的限界性として論じる（第2節）。その上で、幸せ、かつ持続的な生活を実現するにはどうすればよいか、コーポレート・グローバリゼーションに代わる体制ビジョンとして、ローカライゼーションの考え方を提示する（第3節）。

第1節 現代の帝国主義

経済史家のJ.ギャラハーとR.ロビンソンは、自由競争の時代（1840～1860年）においても、「友好」条約、砲艦外交をテコとした、覇権国家による他国経済の統合、つまり植民地支配を伴わない、いわゆる「非公式帝国」が存在したこと、また植民地支配を伴う「公式帝国」は、重商主義時代にも存在したこと、このことをもって独占資本主義という特定の歴史的発展段階と結びつけて「帝国主義」を理解することはできないと論じた（Gallagher and Robinson, 1953）。帝国主義の概念規定からの独占資本概念の捨象である。現代の体制を「アメリカ帝国主義」と規定するL.パニッチとS.ギンディンもまた、ギャラハーとロビンソンの主張を受け入れ、その帝国主義規定から独占資本概念を捨象し、帝国主義を政治という上部構造固有の問題であると主張する（Panitch and Gindin, 2004）。

しかし、同じ他国の経済的、政治的統合であっても、支配の主体と動機・目的、支配の手段・仕方、支配の結果は、その時々を経済の発展段階に応じて決定的に異なる。それゆえ、すべての時代に共通する帝国支配の共通項を探るのではなく、各時代の帝国による支配の構図をまず明らかにする必要がある。J. A. ホブスン、R. ヒルファーディング、B. H. レーニン、20世紀初頭に成立する帝国主義を資本主義の新たな段階として把握し、帝国主義のイニシアティブを独占資本に求め、その独占資本、およびその権力支配が生み出す過剰資本を軸に、帝国主義とは何か、その必然

性、その帰結を分析した (Hobson, 1902; Hilferding, 1909; Ленин, 1917)。

レーニン等が分析した帝国主義の時代から百年後の今日、コーポレート・グローバル化の時代においても、独占資本がグローバル経済のイニシアティブを握る。しかしその一方、かつての植民地はすでに独立を果す。果して、今日のコーポレート・グローバル化体制は、帝国主義体制なのか。以下、本節では、レーニンが分析した帝国主義の特徴、本質を踏まえてコーポレート・グローバル化を帝国主義の新たな段階であることを証明する。

レーニンに先駆けて帝国主義を分析したのがホブスンであり、ヒルファードイングであった。両者の分析を基に、独占資本によるグローバル・ガバナンスの構図とその矛盾を描いたのがレーニン『帝国主義論』である。レーニンは、帝国主義の簡略化された定義として5点の特徴を列挙する。第1は、独占の成立である。帝国主義体制の基礎、出発点は、先進国における金融を含む主要産業部門での独占の成立にある。企業間競争は、資本の集積、集中を不可避とし、その集積と集中が、カルテル、トラストといった企業間協調の成立を可能にするまでに進んだ段階で独占資本が成立する。独占の成立は、資本の一般集中を伴う市場集中の産物である。

独占資本相互の協調は、同一産業内に留まらず、産業資本と金融資本との協調に及ぶ。この産業独占と金融独占との融合、癒着が帝国主義の第2の特徴を形成する。高い市場シェアに基づく支配力、および企業間協調は、独占資本の権力基盤を形成する。さらに独占資本は、他企業に対する株式所有・役員派遣、資金供給の独占、政・官・財の癒着関係の形成により、国内での権力基盤を確立する。

独占資本は、この権力を背景に、物品購入に際しては値引き、製品販売に際しては価格吊り上げ等、自己に有利な取引条件を設定し、また政府を巻き込んでビジネスを優位に進める。結果は、労働者、消費者、中小企業、農業者、自営業者から独占資本への所得シフトであり、所得と富の独占資本への集中である。こうした分配の歪みは、一方で「発展の不均等性」、

とりわけ農工間の不均等発展，他方で「大衆の生活の半飢餓的な水準」への抑制をもたらす。その裏返しとして独占資本は，国内市場の飽和，過剰資本を抱え込むことになる。独占資本は，この矛盾の解決を海外に求める。商品輸出であり，資本輸出である。資本輸出が帝国主義の第3のメルクマールを形成する。

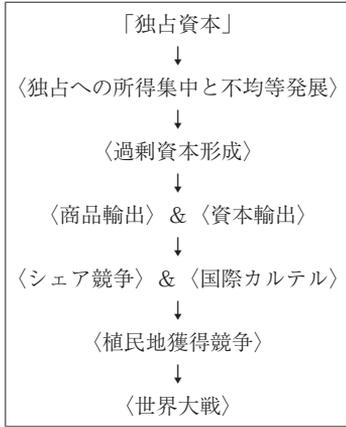
商品輸出，および資本輸出により，独占資本はその過剰資本に新たな活路を見出すと同時に，支配領域をグローバル化することになる。独占資本は，グローバル市場においても互いに市場集中を競う。市場集中の一つの結果が，国際カルテル形成であり，カルテルによる国際的市場分割である。この独占資本による世界市場のカルテル分割が帝国主義の第4の特徴を形成する。また，独占資本は，資本輸出を介して相手国の資金繰りを握り，借款に際して債権国の生産物の購入を条件付ける。金融資本と産業資本の融合の成果である。

帝国主義の第5のメルクマールは資本主義列強による領土的分割，植民地支配である。資源，原材料の供給地として，また販路・投資先として植民地は独占資本の蓄積に組み込まれることになる。それゆえまた，植民地をどれだけ確保するかが，各国の独占資本にとってグローバル競争における生き残りの条件となる。

帝国主義の本質は，独占資本によるグローバル・ガバナンスにあり，以上5つのメルクマールはそのガバナンスの骨組みをなす。第1に，ガバナンスの主体は，独占資本であり，第2に，資本の一般集中を伴う高い市場シェア，独占資本間での競争の合間に成立するカルテル等の協調，資金供給の独占，そして政・官・財の癒着，これらがガバナンス権力，独占資本の権力基盤を構成し，第3に，独占資本は，この権力を行使し，取引・契約条件を有利に導き，政府の政策を自己のビジネス手段とする。第4に，この権力行使の結果が貧困の集積，過剰資本の形成であり，商品輸出と資本輸出の増大，植民地化である。

以上示した20世紀初頭に成立する帝国主義の特徴，つまり独占資本に

図1 レーニン『帝国資本主義論』



よるグローバル支配の構図と比較した場合、今日のコーポレート・グローバル化の特徴として以下の5点を指摘することができる。第1に、レーニンが帝国主義の特徴として挙げた5点のうち、最初の4点は今日のコーポレート・グローバル化にも妥当する。多国籍企業化した独占資本は数社で市場の過半を支配し、ロビー活動、政治献金、回転ドアを介して政・官を取り込み、グローバル経済の

イニシアティブを握る (Domhoff, 2010)。また、ガット・ウルグアイラウンドにおいて、産業大手と金融大手企業は「サービスの貿易に関する一般協定 (GATS)」成立に向け、国内外にわたる連合を結成する。これは産業独占と金融独占の癒着の一例である。そして、対外直接投資 (FDI)、ポートフォリオ投資として行われる資本輸出は、コーポレート・グローバル化の基本的特徴を形成する。国際カルテルの摘発も今日珍しくはない。確かに、カルテルによる市場分割は20世紀初頭ほど今日一般化していないのは事実である。今日、独占資本間のシェアが流動的で、そのため競争の側面が強く出ざるをえないからである。しかし、シェア拡大競争の一方、今日独占資本は、グローバル・ルール策定において協調する。これは、市場分割カルテルに代わる新たな協調である。

しかし、第2に、コーポレート・グローバル化は植民地を持たない。つまり、レーニンが列挙した帝国主義の第5のメルクマールは、今日のコーポレート・グローバル化には当てはまらない。しかし、植民地支配は、支配の究極の形態であって、植民地支配からの独立は、必ずしも独占資本のグローバル・ガバナンスからの脱却を意味しない。例えば、アグリビジネスは、途上国の一次産品の販路を握り、また旧植民地の

農業をサプライ・チェーンに組み込み、下請化する。

植民地の喪失は、確かに独占資本の途上国ガバナンスにおける後退を意味する。しかし、その植民地支配に代わり、独占資本は、対途上国も含む、新たなガバナンス権力を獲得する。1つは、グローバルな生産・サービス網の形成である。こうした本店を頂点とするピラミッド型のグローバル・ビジネス網の形成がコーポレート・グローバリゼーションの第3の特徴をなす。このネット形成は、対外直接投資（FDI）を基本とし、それに委託生産契約が加わる。20世紀初頭に成立した帝国主義体制にあつては、資本輸出の中心は、ポートフォリオ投資にあり、直接投資については、その半分は資源向けであつたと推計される（Johes, 2005, p. 21）。今日のコーポレート・グローバリゼーションにおいても、資本主義のカジノ化に伴い、ポートフォリオ投資の伸びが直接投資の伸びを凌駕する。しかし、その一方で独占資本は、直接投資、とりわけ非資源目的型の直接投資を拡大し、生産から調達、物流、販売に至る中央管理システムをグローバル・スケールで形成する。このグローバルな生産・ビジネス網の形成によって、独占資本は、取引の選択幅を広げ、またリアル・タイムでのグローバル情報収集が可能となる。さらに、進出先での生産・供給拠点の確保は、シェア拡大、市場支配の有力な手段となる。

第4に、今日の独占資本は、グローバルなビジネス網の形成に加え、政・官・財癒着をテコに、貿易ルールに対するガバナンス権力を獲得する。貿易ルールの憲法と位置付けられる WTO 協定の作成、および制定過程において、アメリカを中心とする先進国の独占資本が主導的役割を担ったことはすでに述べた通りである。農業協定交渉の際のアメリカ側の代表、責任者は、アグリビジネス、カーギルおよびモンサントの幹部であつた。「貿易に関連する投資措置に関する協定（TRIM）」後の次のステップとなる「多数国投資協定（MAI）」起草の母体は、国際商工会議所（ICC）、アメリカ国際企業評議会（USCIB）、イギリス産業連盟（BIAC）、日本経済団体連合、こうした独占資本の連合組織であつた。MAI は成立を見なか

ったのであるが、その後、独占資本は、二国間の自由貿易協定を介して、MAIが目的とした投資の自由化、内国民待遇条項を実現する（Anderson and Grusky, 2007）。また、「サービス貿易に関する一般協定（GATS）」についても、その策定と成立において中心的役割を果たしたのが、シティグループ、ゴールドマン・サックスを抱えるアメリカサービス連盟（USCSI）、およびロンドン、シティの金融大手を束ねるLOTIS委員会であった。そしてまた、独占資本による知的財産の独占的保護を目的とする「知的財産権の貿易関連の側面に関する協定（TRIPS）」草案を作成したのは、モンサント、デュポン等をメンバーとするアメリカ知的財産委員会（USIPC）であった（Beder, 2006）。

市場制度の要をなす市場ルールを誰が、どのような内容で決めるか。これは権力問題であり、ルールの決定権を持つものが競争戦において優位に立つ。コーポレート・グローバリゼーションにおいて、アメリカ企業を中心とするグローバル独占企業がグローバル・ルールを支配する。この点は、かつての帝国主義体制と大きく異なる。グローバル・ルールに対する支配権は、今日、独占資本によるグローバル・ガバナンスの最も重要な権力基盤を形成する。

第5に、今日の独占資本は、母国政府に加え、グローバル・ルール管理機関としてのWTO、IMF、世界銀行を自らの勢力圏内に取り込む。IMF、世界銀行は、そもそも制度上、主要先進国の管理下にある。IMFの場合、加盟185ヶ国のうち、アメリカ、日本、ドイツ、フランス、イギリス、カナダ、イタリアのG7が議決権の41.28%を占め、他方世界銀行の場合、加盟国185ヶ国のうち、G7が議決権の42.9%を占める（Global Policy Forum, 2009）。しかし、IMF、世界銀行を実際に取り仕切るのは、アメリカであり、財務省である。IMF、世界銀行は、アメリカのイニシアティブによって設立された機関であり、その後もアメリカが管理権を握る（Hudson, 2003）。IMFの場合、重要な問題の多くは多数決85%ルールが適用され、投票権の16.77%を占めるアメリカのみが拒否権を持つ。世界

銀行の場合でも、多数決 85% ルールにより、16.38% の投票権を持つアメリカのみが単独拒否権を持つ。

独占資本は、WTO、IMF、世界銀行との間でも、ロビー活動、回転ドアを用いて癒着関係を形成し、これらの国際機関をその影響下に取り込む。WTO 元事務局長 P. サザーランドは、ゴールドマン・サックスの議長に天下り、IMF の副専務理事を務めた S. フィッシャーは、その後シテイグループの副議長に天下る (Buckman, 2004, p. 58)。また、IMF 専務理事を務めた M. カンドスュ (Camdessus) は、その後、スエズ等巨大公益事業会社が組織する「水道事業への新たな投資のための国際パネル」議長に天下る (Marsden, 2003)。世界銀行の元総裁 L. プレストンは、J. P. モルガン CEO 出身であり、元総裁ウォルフレンソンは、総裁在任中の 1995 年、民間企業との人事交流をより活発化すべく、新たなスタッフ交流プログラムを実施する。交流対象となった企業は、アベンティス、シティバンク、ドイツ銀行、サウディ・アラムコ、新日本製鉄等、いずれもグローバル大手企業からなる (Cray, 2006)。かくして、独占資本は、WTO、IMF、世界銀行を自らのガバナンス権力基盤とし、権力行使の手段として利用する。実際、IMF、世界銀行は、WTO 協定成立に先立ち、市場開放、民営化政策を途上国に迫り、グローバル企業進出の露払い役を果たしたのである (Marsden, 2003)。

以上、コーポレート・グローバリゼーションの 5 点の特徴から得られる第 1 の結論は、コーポレート・グローバリゼーションもまた帝国主義体制をなすということである。レーニンが帝国主義のメルクマールとした最初の 4 点は、コーポレート・グローバリゼーションにも妥当し、独占資本がグローバル経済をガバナンスする点に変わりはない。帝国主義の核心は、この独占資本によるグローバル支配にある。ギャラハー & ロビンソン、両者の議論を受け継ぐパニッチ & ギンデインは、帝国主義の規定から独占資本概念を抜き取り、単なる地域統合を求める「政府的機能」として帝国主義を把握する。その場合、国家がなぜ地域統合というリスクを犯すのか、

その目的・動機を欠くことになる。

確かに、コーポレート・グローバリゼーションは、レーニンの帝国主義の第5のメルクマール、植民地支配を欠く。しかし、今日、独占資本は、途上国を自らのサプライ・チェーンに組み込み、あるいはグローバル生産ネットの末端、下請けとする。さらに、独占資本は、貿易ルールと国際機関を用いて途上国経済を統治する。独占資本は、植民地支配という非持続的支配形態を捨て、市場ルールという合法性を装う形で地域支配を広げる。

第2の結論は、コーポレート・グローバリゼーションの固有性、つまり帝国主義としての差異性の存在である。今日、独占資本は、植民地化という形での政治的支配権を失う一方、新たなガバナンス権力、新たなガバナンス手段を獲得する。コーポレート・グローバリゼーションの第3、第4、第5のメルクマールがその新たなガバナンス権力を形成する。対外直接投資によるグローバルな生産・ビジネス網の形成は、各地域における市場集中を保障し、他方貿易ルールと貿易管理機関を自らのガバナンス権限に取り込むことにより、独占資本は市場制度の設計権を手に入れる。

シェア集中に基づくマーケット支配に加え、独占資本が市場制度のガバナンス権を握るコーポレート・グローバリゼーションは、帝国主義の新たな段階である。かつて、A. スミスは、市場経済の成り立ちの前提となる、市場の枠組み、制度の問題を重視した。制度の中心は、私有財産制、その担保としての司法制度であり、これに政策（自由貿易、公共事業、公教育、教会事業、軍備）、さらには共同体社会を支える道徳・倫理が加わる。この制度は、市場経済の枠組みを形成すると同時に、階級社会の基盤を形成する。実際、司法制度は当時、資本家の私有財産保護をその基本的役割とした。スミス自身、この制度を階級社会の基礎として把握する。生産手段の所有と非所有の分離、生産手段の私有財産化が、労働者に対する資本家の優位をもたらすからである。制度は、階級権力と無関係ではない。今日、独占資本は、この私有財産制に加え、グローバル市場の制度、つまり貿易ルールと国際経済調整機関に対するガバナンス権を掌握する。

コーポレート・グローバリゼーション体制は、独占資本が競争と協調を伴いつつグローバル経済を統治する帝国主義であり、と同時に独占資本が「市場と制度」の統治権を把握するに至った帝国主義の新たな段階である。これが本節の結論である。

第2節 コーポレート・グローバリゼーションの腐朽性

資本主義の発展は、企業への権力の集中の歴史でもある。法人企業への権力集中が最も進むアメリカにおいても、かつては自営業、家族経営、小工業が経済の中心をなした時代、多くは州政府が会社設立の許認可権を持ち、企業活動の目的、特許状（charter）の期間を設定し、企業活動を監視下に置いた。

しかし、企業はその資本規模の拡大に伴い、政府、議会への影響力を増し、ついに1886年の最高裁判決で法人格を取得、その後20世紀初頭には、特許状は自動的に発行されるに至る（Koten, 2001, Ch. 4）。その後、大恐慌後のルーズベルト政権期、独占資本に成長した企業は、それまでの規制緩和路線から一時的後退を余儀なくされる。しかし、ニクソン政権以降、巨大資本は、規制緩和、ビジネス活動の自由を次々と実現していく。今日、独占資本は、市場と制度をガバナンスするに至る。このコーポレート・グローバリゼーション体制の成立に伴い、少数大手資本への経済的、政治的権力集中は1つの頂点に達する。権力バランスは、労働者、農業者、中小企業、自営業者、途上国から多国籍企業化した独占資本サイドへ決定的に傾く。

本節の課題は、権力バランスと分配という視点から、コーポレート・グローバリゼーション体制は、その権力バランスの歪みゆえに、人々の安定し、かつ幸せな生活を実現せず、むしろそれを否定することを示し、もって体制の腐朽性を証明することにある。

コーポレート・グローバリゼーション体制の下、独占資本は、コーポレ

ート・ビジネスを着実に拡大する。国連 UNCTAD の国際化指標、TNI（総資産に対する海外資産の比率、総売上げに対する海外売上げの比率、総雇用に対する海外雇用の比率、これら3つの比率の合成指標）によれば、世界トップ100社は、1993年から2003年にかけて、47.0から55.8へその値を伸ばす（UNCTAD, 2007, Table7）。また、世界トップ200社は、1983年から2002年にかけて、世界のGDPの増加が179.5%のところ、それを上回って売上げ、資本をそれぞれ215.0%、655.9%増加させる。但し、雇用面での貢献は22.1%増に留まる（Anderson *et al.*, 2005, p.68）。こうした独占資本への所得と富の集中は、グローバル・マーケットにおけるシェア拡大、および賃金から利潤への分配シフトの結果である。実際、コーポレート・グローバリゼーションの下、世界の所得構成は賃金から利潤にシフトする（Ellwood, 2001, Ch. 4）。

他方、コーポレート・グローバリゼーション体制における独占資本への権力集中、所得集中は、国民生活に対しては、第1に、所得格差の拡大、それに伴う貧困拡大をもたらす。所得格差の拡大は、先進国、途上国を問わない（OECD, 2006; IMF, 2007）。先進国にあっては新自由主義政策がより徹底して行われた国ほど、途上国にあっては自由化した国ほど、格差が拡大する（Anderson *et al.*, 2005, p.54）。OECD諸国の中で所得格差が最も大きいアメリカの場合、ジニ係数（世帯所得）はほぼ一貫して上昇し、上位20%の世帯が所得の47.3%（2007年）、純資産の84.7%（2004年）、金融資産の約90%（2004年）を占める（Wolff, 2001; Mishel *et al.*, 2009）。

大手資本は、海外直接投資、海外への委託生産・業務委託（off shoring）を通して、生産、業務のグローバル・ネットを形成する。そのことにより、資本は雇用への選択幅をグローバルに拡大する。他方、労働者は地域において職を求めざるをえない。これは、労働契約をめぐる競争構造の一大変化であり、選択幅を拡げる経営サイドを優位とする。なお、この選択条件の変化に伴う、競争力バランスのシフトは、大手資本と下請中小企業との間でも生じる。さらに、大手資本は、国際競争力を理由に、政府

に対し労働規制の緩和を求める。規制緩和の結果、労働側は、対経営交渉における法的バック・アップを失う。かくして、コーポレート・グローバル化は、労働サイドに対する経営・資本サイドの優位を決定的とする。経営は競争優位の下、グローバル競争に生き残るべく、ダウンサイジングを実行し、正規雇用の削減、非正規雇用による正規雇用の代替を進め、労働条件を引き下げる。結果は、資本と労働、経営幹部と一般従業員、正規と非正規、大手企業と中小企業との所得分配格差の拡大であり、また、労働条件の抑制、引き下げによるボトム階層の貧困化である。

コーポレート・グローバル化は、第2に、南北格差を拡大し、途上国の貧困問題を悪化させる。世界の絶対的貧困者数は、この間、むしろ増加する。つまり、1981年から2005年にかけて、1日1.25ドル以下で暮らす人々の数は減少するものの、1日2ドル以下で暮らす人々の数は増加する（World Bank, 2009）。途上国の貧困問題を考える場合、国によっては、大土地所有制の問題、あるいは内戦問題を抱える。このように、途上国の間で状況が異なることも事実である。しかし、ここで重要なのは、コーポレート・グローバル化の影響力をそのまま受けた途上国ほど、南北格差が拡大し、貧困問題を悪化させる事実である（Oxfam, 2002, Ch. 5; UNCTAD, 2004, Chart35, p. 189）。

途上国をコーポレート・グローバル化体制に組み込む上で、大きな役割を果たしたのが、IMF、世界銀行であり、具体的には、債務問題を契機とする、1980年代以降の構造調整政策（SPA）、自由化政策の導入である。これまでIMFは、100ヶ国余りの債務国に対し、財政削減、民営化、労働規制の緩和、為替レート引き下げ、貿易自由化等、政策変更を迫る（Chossudovsky, 1997; 1998）。民営化政策について言えば、1995年までにアフリカ48ヶ国で民営化政策が導入され、うち37ヶ国の民営化政策に世界銀行の融資が絡む（Bayliss, 2000）。また、世界銀行は、水道事業の民営化を積極的に推進し、世界銀行による水道事業融資276ケースについての調査によれば、その1/3に民営化条件が付けられる。民営化条件

の設定割合は1990年代に上昇し、2002年には水道事業融資の80%に民営化条件が付けられる (Marsden, 2003).

WTO協定を先取りする形でIMF、世界銀行が行った途上国への新自由主義政策の導入の結果、アメリカ、EUを中心とする多国籍企業はビジネス機会を得る一方、途上国では、主要産業である農業、とりわけ家族農業が破壊され、また民営化に伴い公共サービスの利用コストが吊り上げられ、貧困層がダメージを受ける (Bayliss, 2000; The Center for Public Integrity, 2003 a; Atarah, 2005).

アジア通貨危機後の対応でIMFは世界から批判を浴びる。アメリカ議会、メルツァー委員会レポート (1998年)においても、IMF、世界銀行は、そのローン・コンディショナリティ設定について、厳しい評価を受ける (Chossudovsky, 1998; Weissman, 2000)。にもかかわらず、IMFは、1998年9月以降に実施された緊急融資9件すべてにおいて、財政支出削減をコンディショナリティとして課す (Weisbrot, 2009; Cordero, 2009)。

WTOルールの実現により、IMF、世界銀行の融資を条件とすることなく、大手資本は、途上国を自らのガバナンス下に置く。WTO協定、その後の自由貿易協定は、かつて先進国が採用した産業保護政策 (効率関税、数量規制、投資規制)、および育成政策 (ローカル・コンテンツ規制、輸出補助金、投資規制) を禁止、あるいは著しく制約する。政策余地 (policy space) を欠いた下で、自由化を急げば、途上国は、地元企業を失い、また、グローバル市場へのアクセスを実現した場合でも、独占資本のサプライ・チェーン、下請けに組み込まれ、経済の自律化、賃金所得引き下げの道は断たれる。メキシコがその典型であり、メキシコでは、大量のFDI受け入れに成功するも低賃金からの脱出を未だ実現しない (所, 2009)。

コーポレート・グローバリゼーションは、第3に、資本主義経済のカジノ化を招き、人々の生活、老後生活を不安定化する。戦後、世界経済は、1973年の変動相場制への移行を転機として金融中枢のカジノ化が進む。

アメリカの経常収支黒字の縮小、そして赤字化、さらにアメリカ企業の海外投資によるドルのたれ流し、この海外での「過剰」ドルの累積が変動相場制への移行をもたらした。この過剰ドルは、ユーロドル市場の形成につながり、他方ドル価値の目減りを契機とする石油価格の上昇、オイル・マネーの発生が加わり、為替・金融市場の世界的一体化、連動性が高まる。為替・金融市場の不安定性、不確実性が高まるほど、またそのリスクに対するヘッジの手法（先物契約、オプション）が広がるほど、ゼロ・サム型投機市場が拡大する。

こうした金融中枢のカジノ化は、市場経済の不安定性を増幅し、国民生活を不安定化する。さらに、金融市場の肥大化に伴い、金融市場が実体経済の脇役から主役に転じ、経済の金融化（financialization of the economy）が進む今日、カジノ化もまた、金融中枢のカジノ化から経済全体のカジノ化へと転化する。経済の金融化をリードするアメリカでは、金融資産の対 GDP 比率は、1970 年の 420~430 倍から、80 年代の 600 倍、そして 2007 年には 1,000 倍を超える（US Federal Reserve Bank）。経済の金融化は、企業の収益構造を大きく変える。1980 年代には、金融・保険・不動産セクターの利益シェアが製造業セクターの利益シェアと肩を並べ、1990 年代後半には、金融・保険・不動産セクターの利益シェアが製造業の利益シェアを上回るに至る。しかも、製造業自身、キャッシュフローに対するポートフォリオ収益の比率が、1960 年代後半以降上昇を続け、1980 年代以降には 30~50% を占めるに至る（Krippner, 2005）。

経済の金融化、つまり経済のカジノ化は、時として資産投機バブルを生む。1980 年代後半の日本の土地・株式バブル、そして今回 2007 年~2008 年に崩壊した世界的な不動産・金融バブルがその典型である。経済の金融化に伴い、人々の生活もその中に取り込まれ、カジノ化の影響を直接受けることになる。高齢化が進む今日、アメリカでは、正規雇用の 65.7%、非正規雇用の 22.8% が企業提供の年金プランを持つ。しかも、その半数以上が、401 (k) タイプの確定拠出型年金からなる（Mishel *et al.*, 2009）。

年金基金の半分以上は、株式市場で運用されており、年金の受け取り額は、株式市場、金融市場の不安定性の影響を受けざるをえない。老後生活の不確実化である。さらに、経済のカジノ化は、金融、不動産に留まらず、鉱物資源市場、穀物市場にも及ぶ。人々の生命の投機対象化である。

人々の生活を不安定化する、この経済の金融化は、過剰資本の形成、および金融規制の緩和・自由化に由来する。つまり、コーポレート・グローバル化にその根柢がある。少数巨大資本への権限集中は、その結果として所得集中をもたらす。所得集中は、大手資本の生産力、および生産能力の向上、増大を実現する一方、産業間、各国間の不均等発展、および大衆消費の抑制をもたらす。つまり、市場の飽和を招かざるをえない。有利な投資先を欠いた過剰資本の形成である。こうした過剰資本の形成は、レーニン時代の帝国主義に始まる。G7においては、戦後早くも1960年代から1970年代にかけて、製造業の資本ストックの伸び率が鈍化、利潤率も下向に転ずる。その結果、営業剰余、あるいはキャッシュフローに対する粗固定資本形成比率が低下する（Brenner, 2002; Stockhammer, 2007; 古野, 2008）。製造業独占資本セクターでの過剰資本の形成、剰余資金の形成である。レーニンの時代、独占資本は、商品輸出、資本輸出に過剰資本の活路を求めた。今日においても、商品輸出、資本輸出が過剰資本の活路として重要であることに変わりはない。しかし、少数の多国籍企業への権限、および所得集中がグローバル・スケールで進む現代のコーポレート・グローバル化にあっては、過剰資本のスケールは、かつての帝国主義時代の過剰資本の域を超える。レーニンの時代は、列強国で形成された過剰資本は、海外での生産、あるいは消費に絡む形でその投資口を確保した。資本輸出も多くが鉄道建設のための資金供給、あるいは国債購入としてなされた。しかし、現代の剰余資金は、こうした消費や生産的投資に絡む形での運用、投資規模を上回る。

かくして、金融独占は、この過剰資本の新たな運用先を証券ビジネスと投機に求める。1960年代コングロマリットブームをもたらしたウォール

街は、その経験を基に1970年代企業の長期的投資活動に対する支援ビジネスから、証券取引による手数料、キャピタル・ゲイン収入ビジネスへと舵を切る(Lozonick and O'Sullivan, 2000; 建部, 2009)。ウォール街の金融機関は、互いに新たな金融・証券ビジネスへの参入を競い、1970年代以降、次々と金融規制の緩和を実現していく。1つは、預金金利規制、手数料規制の緩和、撤廃である。1980年には、1986年までに残るすべての金利規制の廃止が決定される。2つは、州際銀行業務禁止の緩和であり、1974年以降緩和が進む。3つは、金融サービスの多様化を可能とする規制緩和である。基軸通貨国アメリカにおける金融規制緩和は、他国にも波及し(1986年イギリスの金融ビックバン)、またウォール街の金融資本は1980年代以降、他国に対しても金融規制の緩和、自由化を迫る(1984年日米円・ドル委員会)。金融規制の緩和は、遂に1999年、銀行と証券の業務隔離を定めたグラス・スティーガル法の廃止(グラム・ビーチ・ブライリー法)に至る。さらに、2000年に商品先物取引規制が廃止され、2004年には投資銀行のレバレッジ規制が廃止される(Johnson, 2009; 小倉, 2009)⁽¹⁾。これら1990年代後半以降の金融規制の緩和を担ったR.ルービン、J.スノウ、H.ポールソン等の歴代財務長官、そしてA.グリーンズパン元連銀議長は、いずれもウォール街を代表する。ルービンは、ゴールドマン・サックス⁽²⁾の元副議長、財務長官退任後は、シティグループの執行役員会議長に天下り、スノウは退任後、サーベラス・キャピタル・マネイジメントに天下り、ポールソンはゴールドマン・サックス元CEO、そしてグリーンズパンは、議長退任後金融コンサルタント大手プリムコに天下る。

ウォール街の金融独占は、一連の金融規制の緩和を実現しつつ、過剰資本・貨幣を証券ビジネスに引き入れ、証券市場を拡大し、経済の金融化を実現する。具体的に、ウォール街金融資本は、第1に、1970年代末のMBO(management-buy-out)ビジネスに続き、1980年代以降、敵対的買収を含むM&Aビジネスを拡大していく(Lazonick and O'Sullivan,

2000). 金融資本は、過剰資本・貨幣を抱え、新たな投資先を求める年金基金、保険会社の資金、S&Ls 預金、さらには非金融業のキャッシュフローをこの M&A ビジネスに引き入れていく。

第 2 に、ウォール街金融資本は、M&A ブームにも支えられた株価上昇を利用し、1980 年代半ば以降、家計・年金基金→ミューチュアル・ファンド→企業（社債、CP）、株式市場という形で、証券化に基づく資金循環構造を形成していく（小倉、2006）。ウォール街金融資本が展開する M&A ビジネス、投資信託ビジネスに導かれ、投資先を求める過剰資本・貨幣は、株式市場、CP・社債等、証券市場に活路を見出し、経済の金融化が実現したのである。IT バブル崩壊後の今回の不動産バブルもまた、その背後には過剰資本の存在がある。株価下落によって一旦投資先を失った過剰資本は、不動産投機に向う。金融大手は、株価上昇と同様この不動産バブルを自らの証券ビジネスに組み込み、規制の網を逃れるため「影の銀行」（預金ではなく CP 発行等、短期資金の調達によって投資・貸出しを行う機関）を用いて、資産担保証券等、証券化商品ビジネスを展開し、証券市場の膨張に導いたのである。少数大手資本への所得集中の結果としての過剰資本・貨幣の形成、金融大手による金融規制の緩和、それをテコとする金融大手による証券ビジネス・投機ビジネスの拡大、これら 3 点セットが経済の金融化、カジノ化、カジノ化による生活の不安定化の原因をなす。

さらに、この経済の金融化は、企業統治の金融化、つまり株主価値最大化経営を広める。経済の金融化は、企業経営に対し、株価の維持、引き上げを二重に迫る⁽³⁾。1 つは、敵対的 M&A による乗っ取りを防ぎ、逆に自ら M&A 戦略を有利に展開するため、企業は自社の株価を高める必要が生じる（Holmstrom and Kaplan, 2001; Nölke and Perry, 2007; Orhaugazi, 2008）。2 つには、企業が CP、社債への資金依存を高めた結果、株価が資金調達コストに直結することになり、そのため資金調達が有利に行うためには、株価を高く維持することが必要となるからである（Plender, 2003;

Bogle, 2005; Reish, 2007). 企業がとりうる株価対策は、利潤の拡大であり、配当の増額である (Lazonick and O'Sullivan, 2000; Orhangazi, 2008). 株価維持は、経済の金融化の下で待ったを許されず、経営ガバナンスの短期主義化を不可避とする。企業は長期的利潤を犠牲にしても、配当を増やすべく、ダウンサイジング、非正規雇用の拡大による人件費圧縮、企業福利の削減を迫られることになる (Aglietta and Breton, 2001).

コーポレート・グローバリゼーションは、第4に、エコロジーを含むフード・セキュリティを否定する。ガット、ウルグアイ・ラウンド交渉において、農業分野が初めて自由化の対象に加えられる。交渉には、カーギル、モンサント、これらアグリビジネス幹部がアメリカ政府の交渉代表として参画し、WTO 農業協定が成立する。WTO 農業協定により、農業貿易における規制緩和、自由化がグローバル・ルールとされる。

農業貿易の自由化は、第1に、世界の農業を巨大アグリビジネスに開放することを意味する。アグリビジネスは、すでに農業生産インプットとしての農業、化学肥料、種子、農業機械、これら農業の上流に留まらず、農業生産物の物流、加工、販売、これら下流をも支配する。それゆえ、農業生産者は、アグリビジネスが支配するインプット価格とアウトプット価格の両サイドから生産所得を吸い上げられ、加えて新たに自由化の下で、グローバルな価格競争にさらされることになる。第2に、このアグリビジネス支配による二重の所得圧縮を受け、農業生産者は、退出するか、農業の大規模化と工業化によって生産効率を引き上げるのか選択を迫られる。効率の引き上げは単位労働当たりの収穫量を増やすことであり、それは大型機械の投入、単一栽培、化学肥料と農薬の大量投下、地下水・灌漑用水の大量消費、生産物の長期距離輸送、こうした化石燃料、外部資源の大量消費によって実現される。

しかし、第3に、農業の工業化は農業の持続性を否定する。地下水の大量消費は塩害を招き、農薬や化学肥料の大量投下は、土壤環境を破壊する。エコロジー循環の破壊である。また化石燃料依存の農業は、CO₂ 排出源と

して無視しえず、また資源枯渇のリスクを伴う。近年、効率性を上げるべく、モノカルチャー栽培に加え、遺伝子組み換え作物が急速に広がる。農業、モノカルチャー栽培、遺伝子組み換え作物は、環境を汚染し、植物、生物の多様性の危機を招く。こうして工業型農業は、持続的農業の条件であるエコロジー循環、および生物多様性を破壊する。つまり、フード・セキュリティの否定である。

かくして、第5に、コーポレート・グローバリゼーションは、人々の生活の場としての地域経済、地域コミュニティの存続を否定する。地域コミュニティは、地域経済循環、市民の共有財産（commons）、政治的主権・政策決定権、これら3点をその基本的存続条件とする。コーポレート・グローバリゼーションは、これら3条件の否定を含む。なぜなら、コーポレート・グローバリゼーションは、第1に、地域経済循環の主要な担い手をなす、労働者、中小企業、自営業、家族農業の存立基盤を崩す。大手資本によるダウンサイジングは、地域の雇用機会を縮小し、また不安定雇用、低賃金層の拡大は、地域の有効需要を縮小し、中小企業、自営業の存続を困難とする。また、小売業に見られるように、大手資本と地元企業・自営業とが競合する場合、地元企業・自営業は、市場を奪われ、廃業を迫られる。その結果、コミュニティの活力源となる中心市街地は衰退を免れない。農業の工業化、大規模化は、同じく地域経済循環の担い手である家族農業の削減を招く。仮に、地域が多国籍企業の工場誘致に成功したとしても、多国籍企業はグローバルな生産ネットを絶えず張り替えるため、雇用機会の安定性は保障されない。

コーポレート・グローバリゼーションは、地域コミュニティ存続の第2の条件である。コミュニティインフラとしての共有財産を否定する。新自由主義政策、その具体化としての構造調整プログラム（SAP）、WTO・GATS協定、さらには自由貿易協定を足掛りに、巨大インフラビジネスは、水道、電力、鉄道、これら公共インフラ、および公共サービスを次々と民営化し、私有化する。共有財産を独占資本に握られれば、地域コミュ

ニティはその経済的自立性を大きく欠くことになる。さらに、WTO・TRIPS協定を根拠に、巨大企業は人類共通遺産としての科学技術、遺伝子や種子といった生命体をも知的財産として私有化する（Shiva, 2005; Ikerd, 2008）。これは、地域を超えた地球生命体の自律性、生存権の否定である。

最後に、コーポレート・グローバリゼーションは、地域コミュニティ存続の第3の条件、政治的主権を否定する。この体制の下では、少数巨大資本が「市場と制度」を統治し、地域はその制度設計に対する管理権を失う。コーポレート・ルール、貿易ルールは、地域経済に対しても決定的な影響を及ぼすが、そのルール設計は、WTO体制の下、巨大資本が主導権を握り、地域コミュニティの担い手がそのルール設計に参加することはない。

地域コミュニティは、生活の場である。その地域コミュニティとコーポレート・グローバリゼーション体制とは共存しえない。コーポレート・グローバリゼーションは、その本質として幸せな生活、地域コミュニティ、地球生命、これらの否定を内在させる。ここに現代帝国主義としてのコーポレート・グローバリゼーションの腐朽性がある。翻って見れば、この腐朽性は、資本による民主主義の否定にその根源を求めることができる。資本は、企業憲章（charter）の時代から一貫して権力を集中してきた。独占資本として、市場支配権を握り、コミュニティに対して優位に立ち、グローバル市場の支配者として労働条件の決定権を握る。権力集中の到達点がグローバル経済における「市場と制度」ガバナンスの実現である。少数の多国籍企業による「市場と制度」のガバナンスは、民主主義の対極、その否定である。巨大資本への権力集中は、所得分配の歪みを生み、格差と貧困、経済のカジノ化を招く。さらにその独占資本の利益優先の下、コミュニティの存続は否定され、地域生命もその存続が否定されることになる。

R. ライシュもまた「超資本主義論」（Reish, 2007）において、格差・貧困の拡大、失業リスクの増大、コミュニティの衰退、公共精神の希薄化、こうした現代社会の腐朽性を指摘し、問題の深刻性を説く。しかし、ライ

シユは腐朽性の原因を権力者となった「消費者と投資家」(Ibid., p. 50)に求める。コーポレート・グローバリゼーションの否定である。

ライシユの議論は6つの論理、主張からなる。ライシユは、第1に「超資本主義」の発生契機を21世紀直後に「花開いたハイテク技術」、「通信産業」(Ibid., p. 50)の技術革新に求める。第2に、この技術革新の結果、参入障壁が低下し、「競争が激化する」(Ibid., p. 108)。寡占市場から競争市場への逆戻りである。第3に、この競争激化により、「大企業の経済的パワーは…弱まり」(Ibid., p. 10)、「消費者と投資家」が「権力」(Ibid., p. 50)を握る。第4に、国民一人一人としての消費者、投資家は、市場の主導権を握り、企業に対して、より安く商品を提供するよう、またより高い投資リターンを実現するよう要求し、企業を「追い立てる」(Ibid., p. 143)。そのため、第5に、企業は、権力を握る消費者を「満足させる」(Ibid., p. 95)べく、また投資家に「報いるべく」(Ibid., p. 95)、第6に、ダウンサイジングを実行し、中小商店を倒産に追い込み、フリンジベネフィットを削減し、高額報酬によって有能なCEOを引き抜き、企業倫理を投げ捨てる(Ibid., Ch. 3)。こうして、ライシユは、超資本主義論から企業権力を抜き取り、消費者、投資家と市民、労働者の対立として超資本主義を描く。企業のロビー活動、政治献金は、「企業の市場への影響力が低下したことが原因」(Ibid., p. 11)であり、その意味で企業弱体化の反映にすぎない。企業に代わり、市場の主導権を握る消費者、投資家としての行動、欲求が、労働者の生活を不安定化し、市民社会、コミュニティの衰退を招く元凶である。それゆえ、ライシユによれば「あなたも私も共犯者」(Ibid., p. 99)となる。

ライシユの「超資本主義論」が成立するか否かの鍵は、上記第3、第4の消費者、投資家主権論にある。権力と分配とは相互規定関係にあり、権力側に分配はシフトする。ライシユのデータによれば、ウォルマートを利用する消費者は世帯単位で年間600ドルを節約する。しかし、ウォルマートの平均賃金は年間17,500ドル(Ibid., p. 90)であり、アメリカの平均賃

金 35,000 ドル (Ibid., p. 92) の半分に過ぎない。ウォルマートの労働者は、賃金を平均賃金の半分に押さえられ、ウォルマートの安売りでわずか数パーセントの所得を回復するにすぎない。消費者としての利益はたかが知れており、最大の利得者はウォルマートである。このウォルマート、消費者、従業員との関係は、経済全体でも当てはまる。この 20~30 年、労働分配率が低下し、利潤分配率が上昇する (Mishel *et al.*, 2009, p. 89)。企業がイニシアティブを握る結果である。

国民 1 人 1 人が投資家として企業を統治するというライシュの主張もまた根拠を持たない。なぜなら、1 つに、アメリカにおいて、「典型的な一般家庭の株主は 5,000 ドル相当しか持たない」(Reish, 2007, p. 97)。全世界帯が保有する金融資産のうち、下位 80% 世帯の保有割合は 10% に達しない (Wolff, 2001)。著しい資産格差の存在であり、かれらは、老後のための年金、株式運用を機関投資家に委託し、投機の世界に老後生活を委ねる受動的な存在でしかない。2 つに、アメリカでは、上位 1% の世帯が金融資産の約 50% を所有するが、これらの世帯は、一般の国民ではなく、大手企業の経営幹部、つまり機能資本家であり、また同時に所有資本家である。かれらの企業に対する権力行使は、資本家機能によるものであって投資家機能によるものではない。3 つに、投資家の代理人として投資資金を運用する機関投資家は、発行株式の過半を所有する。しかし、大手企業の場合、一般に経営者支配が成立し、機関投資家が一般投資家の代理人として権力を行使するケースは少ない (Bogle, 2005)。4 つに、企業ガバナンスに影響を与えるのは、肥大化した金融市場であり、しかもその肥大化は、一般投資家のイニシアティブによるものではなく、過剰資本の新たな運用を求める大手金融資本のビジネス戦略の産物である。

確かに、IT 技術、通信技術の革新は、独占資本によるグローバル・ビジネスを促進し、独占資本相互のグローバル競争は激しさを増す。しかし、そのことは独占資本の権力の弱体化、喪失を意味しない。独占資本は、各主要産業においてすでに支配的シェアを確保し、互いにシェアを競いつつ

M&Aを展開し、さらなるシェアを実現する。アメリカの金融市場についても同様である（Crotty, 2001）⁽⁴⁾。しかも、独占資本はこの市場支配に加え、市場の制度設計を握るに至る。こうした権力集中、権力のアンバランスが腐朽性の元凶である。

第3節 ローカライゼーション

1980年代以降、少数の巨大多国籍企業は、市場およびその制度を統治下に置き、グローバリゼーションのイニシアティブを握る。このグローバリゼーションは、単なる市場のフラット化ではなく、少数の巨大資本が権力を集中し、所得集中を進めるコーポレート・グローバリゼーションにその特徴がある。コーポレート・グローバリゼーションは、イニシアティブを握る少数の巨大企業の市場拡大、資本蓄積を確実に実現する一方、国民に対しては、貧困からの解放を実現せず、コミュニティ生活を不安定なものとしてきた。また、コーポレート・グローバリゼーションは、エコロジーおよびフード・セキュリティに対するリスクを日々高める。これは、体制矛盾であり、コーポレート・グローバリゼーションの限界を意味する。一握りの独占資本の利益と蓄積を優先するコーポレート・グローバリゼーションに代え、エコロジーと生活を第一義とし、その持続性を実現する体制への転換が今問われているのである。これは、保護主義か自由主義かの、つまりグローバル化を否定するか容認するかの二者択一の問題ではない。グローバル化の質、目的の問題である。

本節の課題は、コーポレート・グローバリゼーションへのアンチ・テーゼとして、ローカライゼーションすなわち、生活の場としての地域コミュニティの再建ビジョンを提示することにある。これは、地域主権、地域の経済的自立に基づく新たなグローバル体制論である。この新たな体制ビジョンの提示を持って本稿のむすびとする。

コーポレート・グローバリゼーションは、その腐朽性により人々に幸せ

な生活を保障しない。幸せな生活を実現するにはどうすればよいのか。まずは、幸せな生活とは何か、その実現のための条件、幸せな生活の基本原則が問われる。エコロジストの立場からコーポレート・グローバリゼーションを批判し、オルターナティブとして「地球民主主義」(Shiva, 2005)の実現を説く。V.シヴァは、幸せな生活の基本原則を4つに集約する。(1) エコロジーの尊重、つまり人間を含むすべての生き物の存在価値を認め、多様性を守ること(「エコロジー原則」)、(2) 生命にとって不可欠な水等の自然資源の私的独占は認められず、人々の共有財産(communs)とすること(「共有財産原則」)、(3) 全ての人々に対する基本的生活条件の保障(「生活権原則」)、(4) 生活の場である地域経済の自立性、および地域主権の保障(「地域コミュニティ原則」)、これらの4つの原則である。エコロジー原則と共有財産原則は、生活権原則、および地域コミュニティ原則を実現するための前提であり、生活権原則は具体的には地域コミュニティ原則として実現される。これら4原則の実現によって、競争と対立、恐怖と憎み、私欲と過剰消費の社会に代わり、他者への共感と配慮が広がる平和な社会の実現が可能となる(Ibid., p. 11)。

アメリカ国際開発庁(USAID)勤務時代の経験から、シヴァと同様、巨大資本の権力集中とその弊害を認識し、コーポレート・グローバリゼーションへのアンチ・テーゼを展開するD.コーテンは、幸せな生活の4原則をより具体的に6原則として示す。すなわち、(1) 持続可能な環境、(2) 経済的公正、(3) 生物的・文化的多様性、(4) 人民主権、(5) 内在的責任、(6) 共有財産(common heritage)(Korten, 2001, Ch. 18)である。このうち、(1) 持続可能な環境、(3) 生物的多様性、(5) 内在的責任(資源利用コストの非外部化)は、「エコロジー原則」を具体的に示したものである。(6) 共有遺産は、文字通り「共有財産原則」であるが、コーテンの場合、人類遺産としての知識を重視する。コーテンの(2) 経済的公正は、「生活権原則」であり、(4) 人民主権は、「地域コミュニティ原則」を地域主権として規定したものである。コーテンは、以上の6原則の実現によ

り、「思いやりのある家族と地域社会」(Ibid., p. 250), 金に代わる生活重視の価値観, パートナースhipに基づく地域コミュニティ (Korten, 2006, Ch. 17) が実現すると考える。

D. コーテン, S. アンダーソン, J. カバナ, J. マンダー, V. シヴァ等をメンバーとする「グローバリゼーションに関する国際フォーラム」は, そのレポート (2004年) において, 幸せな生活の4原則をより具体的に「持続的な社会」の10原則として示す。(1) エコロジーの持続性, (2) フード・セキュリティと食の安全, (3) 予防原則, (4) 多様性 (以上「エコロジー原則」), (5) 共有遺産 (「共有財産原則」), (6) 公正, (7) 職・生活・雇用 (以上「生活権原則」), (8) 新たな民主主義, (9) 分権化, (10) 人権 (以上「地域コミュニティ原則」), 以上の10原則である。敷衍すれば, (3) 予防原則は, 有害物質, 遺伝子組み換え植物・動物, あるいはナノテク物質が抱える環境リスクに対する予防措置を求めるものである。また, シヴァは, 生命に不可欠な自然資源を共有財産とし, コーテンは人類遺産としての知識を共有財産としたが, 国際フォーラムは, これら資源と知識に公共サービスを加えて, 共有財産とする。これは, 自然資源, 技術・科学知識に加え, 水道事業等公共サービスをも大手資本が囲い込み, コミュニティの主権, 自立性が侵害される事態を踏まえてのことである。コーテン同様, 国際フォーラムもまた, 「エコロジー原則」, 「共有財産原則」, 「生活権原則」, 「地域コミュニティ原則」, これら4原則を幸せな生活の条件とする。

翻って見れば, コーポレート・グローバリゼーションは, その腐朽性により, 幸せな生活の4原則を否定するものであることがわかる。コーポレート・グローバリゼーションは, 経済格差を拡大し (第1の腐朽), 貧困を再生産し (第2の腐朽), 生活を不安定化する (第3の腐朽)。つまり, 「生活権原則」を否定する。また, コーポレート・グローバリゼーションが不可避とする農業の工業化は, 生物の多様性, エコロジーの持続性と両立せず, フード・セキュリティのリスクを高める (第4の腐朽)。つまり,

「エコロジー原則」の否定である。そして、コーポレート・グローバリゼーションは、一方でポリシー・スペースの縮小、および公共領域の縮小により地域の政治的主権を空洞化し、他方、地域経済主体の衰退化により地域経済の自律性を弱体化する（第5の腐朽）。つまり、「共有財産原則」、「地域コミュニティ原則」の否定である。コーポレート・グローバリゼーションは、その腐朽性により、幸せな生活の4原則を実現せず、従って、共感、配慮、パートナーシップを基本とする平和な世界、金ではなく生活を第一義とするコミュニティ社会を実現しない。それゆえ、地球民主主義を実現し、幸せな生活を実現するためには、コーポレート・グローバリゼーション体制の変革が不可避となる。

コーポレート・グローバリゼーション変革の1つの考えが、体制修正論としてフェアトレード論である。NGO組織オックスファム(Oxfam)、ILO委託委員会(グローバリゼーションの社会的側面に関する世界委員会)、そしてJ.スティングリッツがその代表的論者である(Watkins, 2002; World Commission on the Social Dimension of Globalization, 2004; Stiglitz and Charlton, 2005)。フェアトレード論は、途上国の貧困問題に焦点を当て、グローバリゼーション体制の変革を求める。

途上国の現地情報に精通するオックスファムは、途上国の貧困問題解決には援助以上に貿易が有効であるとして、公正な自由貿易の実現を主張する(Watkins, 2002, p. 8, Ch. 2)。今日、貿易自由化の恩恵が途上国の一部の地域に限定され、多くの途上国、地域が国際市場へのアクセスを実現していない。さらに、貿易自由化が新たな貧困問題を生む事実も見られる。オックスファムは、これらの問題の原因は、第1に貿易ルールの不公正、第2にWTO組織ガバナンスの不公正、第3に途上国の国内政策の不備にあると判断する。それゆえ、オックスファムは、貿易ルールとWTOの組織運営を公正なものとし、その上で途上国が貿易チャンスを貧困解決に確実につなげるべく政策を整備することによって現状の打開が可能となると説く。

具体的に、第1に、オックスファムは貿易ルールを公正化すべく、WTO 協定における「関税協定」、「貿易に関する投資措置に関する協定 (TRIM)」、「補助金及び相殺措置に関する協定 (SCM)」、「知的所有権の貿易関連側面に関する協定 (TRIPS)」それぞれについて、途上国のハンディを考慮に入れて、自由化スピードを緩和し、あるいは政策余地を認めることを主張する。いわゆる S&D (special and differential treatment) の実現を求める。また、「サービスの貿易に関する一般協定 (GATS)」については、公共サービスを自由化対象から外すことを求める。他方、先進国は、自らルールの公正化を実現すべく、加工度が高くなるほど高い関税を設定する傾斜関税を廃止し、例外品目の高率関税 (tariff peak) を引き下げ、農産物の補助金付き輸出ダンピングを中止すべきであるとする (Ibid., Ch. 4, Ch. 8)。

オックスファムの第2の提言は、WTO 組織のガバナンス改革である。貿易ルールの策定、改正は、WTO の場ではなされる以上、WTO の組織運営を公正化することなくして、貿易ルールの公正化は実現されないからである。オックスファムは、組織改革として、WTO 運営の透明化、情報のオープン化、協議への実質的参加を可能にするための対途上国支援を主張する (Ibid., Ch. 9)。

貿易ルールの公正化を途上国の貧困削減につなげるには、途上国自身の国内政策によるフォローを必要とする。オックスファムは、第3に政策改革として、教育・医療制度の充実、公共インフラ整備、大土地所有制改革、ILO 労働基準の法定化、政治・行政腐敗の打破を提言する (Ibid.)。さらに、途上国も含めた国際協調政策として、一次産品価格安定化機構の設置、債務救済プランの策定、金融投機対策としてのトービン税の導入を提言する。

確かに、フェアトレードが実現し、途上国の自由化スピードにハンディが認められ、従ってその分、政策余地が与えられ、他方先進国が一層の自由化を実行すれば、途上国の貿易条件は改善される。輸出機会の拡大、輸

入圧力の緩和は、途上国の経済的負担を緩和する。しかし、フェアトレード論は、途上国の貧困政策としても短期的政策論の域を出ない。フェアトレード論は、産業政策論を欠き、そもそも巨大多国籍資本によるグローバル・ガバナンスに対する政策論を欠く。フェアトレード論の基礎には、自由貿易論があり、新古典派自由貿易論との差は、自由化プロセスにハンディを認めるかどうかである。フェアトレード論は、巨大資本の権力に対する規制、解体論を欠く。オックスファムは、多国籍企業に関する OECD ガイドラインの遵守、WTO による独占的行為の監視を提言するに留まる (Ibid.)。

しかし、幸せな生活を実現する 4 原則に対する障害は、コーポレート・グローバル化の腐朽性にある。それゆえ、少数巨大資本への権力集中を解体することなくして、幸せな生活の実現は叶わない。フェアトレード論は、問題の焦点を貿易問題に限定する。しかし、今日途上国を含めグローバルに広がる貧困問題、生活不安の高まりの焦点は、貿易問題そのものではなく、少数の巨大多国籍資本による「市場と制度」の支配にある。それゆえ、コーポレート・グローバル化へのアンチ・テーゼの核心は、地域コミュニティが、巨大資本から自らのガバナンスをいかに取り戻し、そのガバナンス権を具体的にどう実現するかである。ここに幸せな生活実現の鍵がある。

体制の部分修正を説くフェアトレード論に対し、地域コミュニティの主権、自律性の回復という視点からコーポレート・グローバル化へのオルタナティブを説くのがローカライゼーション論である。ローカライゼーション論は、コーポレート・グローバル化解体論であり、それは、独占資本によるグローバル・ガバナンス解体論と地域コミュニティ再建論の 2 つの部分から成る。

コーポレート・グローバル化解体の第 1 は、反トラスト法の改正である。目的は、巨大資本の分割、地域関係者の経営する地域企業の創出、売り上げに応じた累進課税の導入である。分割対象となる企業は、製

造業に限定されず、金融、メディア企業も含まれる (Hines, 2000; p.106; Cavanach and Mander (ed.), 2004, p.289).

解体政策の第2は、独占資本による市場制度支配の解体である。WTO体制下における貿易、投資の自由化は、少数巨大資本に対するビジネス領域の開放、つまり独占資本による市場ガバナンスの拡大を意味する。その分、政府は市場規制権限を失う。巨大資本による市場支配を規制し、巨大資本への所得集中を是正するには、政府が、市場ルール、市場制度の設計権を取り戻す必要がある。具体的には、輸出数量規制、ローカル・コンテンツ規制の合法化、対内投資に関わる紛争処理についての国内裁判権の確立が求められる。これらの政策は、地域コミュニティがその経済基盤を確保する上で不可欠である。また、この地域コミュニティの主導権確保のためには、水資源等共有財産の私有化は禁止されるべきであり、公共サービス分野への企業参入は規制されなければならない。また、資本による制度支配が環境、生命の安全を脅かす今日、政府が市場制度を統治するためには、「予防原則」の国際ルール化、国内規制の上限としての国際基準ではなく、その下限基準化、種子・遺伝子等生命の私有化・生命特許の禁止が求められる (Hines, 2000; Cavanagh and Mander (ed.), 2004; Anderson and Grusky, 2007; Marx *et al.*, 2007)。要するに、WTO協定、NAFTA等自由貿易協定は、一旦廃止されなければならない。

これら自由貿易ルールの改正、廃止に合わせて、ルールの決定、およびルール違反の監視・司法権限を担うWTO、およびWTOルールの先導役を果たしてきたIMF、世界銀行は廃止されざるをえない (Hines, 2000; Cavanagh and Mander (ed.), 2004)。少数巨大資本による市場ルール支配を支えるWTO、およびIMF、世界銀行に代え、貿易・投資ルール協議機関としてのUNCTADの活用・機能拡充、また国連機関として、債務清算機関、経常収支バランス安定化機関、貿易紛争調停機関、環境ガバナンス機関、多国籍企業監視機関、これら新たな機関の設置が考えられる (Cavanagh and Mander (ed.), 2004, pp.321-332)。

コーポレート・グローバリゼーション解体の第3は、政・官・財癒着の解体である。少数独占資本による「市場と制度」統治はこの癒着によって実現され、維持されることを考えれば、コーポレート支配体制の解体は、この癒着の解体が不可避となる。独占による政・官取り込みの手段は、政治献金、ロビー活動、回転ドアであった。それゆえ、企業による政治献金、企業と政府の間の天上り・天下り、企業の対政府ロビー活動（政府要請に基づく意見徴集を除く）を禁止し、政・官・財癒着を解体する必要がある（Cavanagh and Mander (ed.), 2004, pp. 290-292; Marx *et al.*, 2007, p. 4）。

最後に、コーポレート体制解体の第4の課題は、巨大資本によるメディア、マスコミ支配の規制、解体である。独占資本は、メディアを通して、国民、政府に対してイデオロギー的、かつ政治的影響力を行使する。アメリカでは、1886年の最高裁判決により、企業が法人格を認められ、自然人と同様に、発言の自由、保護権、司法権を得る。メディア市場の集中が進む今日、巨大メディア資本は、大手企業、業界の要請を受け、ビジネスとして、また自らも独占資本として発言力、宣伝力を行使する。それゆえ、メディア企業に対する反トラスト規制に加え、メディアの公的性格を考慮して非営利団体へのメディアの開放を進め、より根本的には、企業の発言権、保護権、司法権をどこまで認めるか、その範囲を再規定することが求められる（Cavanagh and Mander (ed.), 2004, Ch. 8; Marx *et al.*, 2007, p. 4）。

コーポレート体制の解体により、地域コミュニティは、「市場と制度」に対する統治権を取り戻す。問題は、地域コミュニティがこの政治的主権を回復した上で、幸せな生活の4原則を実現すべく、「市場と制度」のガバナンスをどう具体化していくのかである。ローカライゼーションがコーポレート・グローバリゼーションへのアンチ・テーゼとなりうるか否か、その鍵はこの地域コミュニティ再建ビジョンが握る。

コミュニティ再建のための第1の課題は、地域経済の基盤強化であり、投資資金、投資の確保である。そのための政策の1つは、投資政策であり、具体的には、地域で得られた利潤の一定割合に対する地域再投資規制、地

域ニーズを満たす投資に対する優遇政策、地域企業に対する補助金政策が考えられる。また、地域外からの投資に対してはローカル・コンテンツ規制等、地域の投資ルールが義務付けられる。2つは、金融政策であり、具体的には、中小のコミュニティ金融機関への優遇・育成政策、公的金融による長期資金の確保、規制や租税の回避手段として利用されるオフショア・バンキング・センターの廃止、地域再投資規制のミューチュアル・ファンドへの拡充が考えられる。3つは、租税政策であり、具体的には、大企業優遇税制の廃止、年金基金・投資ファンドによる投資で、地域企業や環境にやさしい企業への投資に対する減税、資源利用コストの内部化・環境税、累進法人所得税、投機抑制を目的とするキャピタル・ゲイン税の重課が考えられる (Hines, 2000, Ch. 8; Cavanagh and Mander (ed.), 2004, Ch. 6)。

地域コミュニティ再建の第2の課題は、地域経済の担い手、すなわちコミュニティ主体の育成、強化である。地域においては、中小企業、自営業、家族農業が雇用の過半を担う。企業・産業支援策は、その重心を大手企業から、地域中小企業、自営業、家族農家へ移し、地域コミュニティの経済的自立性を高めていく必要がある。また、地域でビジネスを展開するグローバル企業についても、目先の利益にとらわれた短期主義的経営を是正し、コミュニティに対する社会的責任を果たすよう経営ガバナンスを変えていく必要がある。そのためには、まず、短期主義的行動をグローバル企業に迫る2つの要因、つまり労働条件の切り下げ競争 (race to the bottom)、および株主価値最大化行動を規制、是正しなければならない。具体的には、この間の労働規制緩和を廃止し、基準の引き上げと法制化を図り、また企業に株主価値最大化を迫るM&A市場についても、自社・子会社株を用いたM&A解禁等、この間の規制緩和を廃止する必要がある。その上で、地域コミュニティへの貢献を経営ガバナンスの必須項目とすべく、役員に対する社会的責任の義務化、役員メンバーへの地域コミュニティ関係者の参加、従業員持株の拡大、あるいは企業の社会的評価 (social rating) と政府調達との連動化、これらの政策措置の導入が考えられる。

第3の課題は、地域経済循環の形成、強化である。地域経済が空洞化すれば、また地域経済が、多国籍企業のグローバル・ビジネス網の末端、下請けとして組み込まれることになれば、地域コミュニティは経済的自立性基盤を失い、よって政治的主権も制約を受けざるをえない。地域経済循環の形成は、地域コミュニティ自律の条件である。この地域経済循環は、実は、第2の課題として述べた地域経済の担い手の育成、強化によって実現される。中小企業、自営業は、もともと生産、販売における地域依存度が高い。家族農業についても、再生可能な地域資源を利用する非工業型伝統的農業の支援、地産地消の推進は、家族農家の育成、強化と同時に地域経済循環を支えることにつながる。他方、地域経済循環を支える地域経済主体の育成、強化は、販売条件としての需要の存在、拡大が不可欠である。この点、コーポレート体制の解体は、この需要面で大きな役割を果たす。権力集中の解体は、所得集中の解体、所得分配の公平化を意味し、この所得分配の是正が労働所得の増大等を介して、地域コミュニティにおける有効需要を拡大するからである。

地域経済循環は、またその持続性が求められる。工業型農業から伝統的な地域資源再利用型農業への転換は、農業の持続性を保障する。エネルギーについても、化石燃料依存社会から水力、風力、太陽エネルギー等、再生可能なエネルギー利用社会への転換、車社会から鉄道、公共バス社会への転換を進めていく必要がある (Cavanagh and Mander (ed.), 2004, Ch. 7, Ch. 8)。

自律的コミュニティ再建の第4の課題は、共有財産の回復と維持である。水、土地・土壌といった天然資源は、住民の生存条件であり、人類遺産としての知識・技術、および公共サービスは、地域コミュニティの自律性、持続性に大きく関わる。それゆえ、これら共有財産の私有化は厳格に管理され、制約されなければならない。天然資源の利用に際しては、生じるコストの内部化の義務付け、予防原則に基づくリスク管理が不可欠となる。生命特許は禁止されるべきであり、公共サービス分野への企業参入は、原

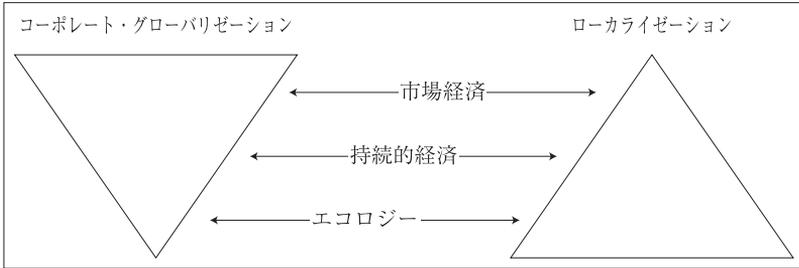
則禁止とし、参入が認められる場合でも公的管理は不可欠である。さらに、以上の狭義の共有財産に加え、企業による私有財産化が認められている領域についても、共同組織 (cooperatives)、市の持株会社 (municipal holding companies)、民間トラストによる用地管理等、市民参加型の所有領域を拡大し、地域市民の自治能力の拡大を促進すべきである (Marx *et al.*, 2007, p. 5)。

自律的コミュニティの再建により、幸せな生活の4原則の実現、地球民主主義実現への道が拓かれる。地域資源利用コストの内部化を図り、地域資源の再利用に基づく地域循環型農業を取り戻すことは、エコロジー原則の実現に大きく寄与する。共有財産原則は、自律的コミュニティの再建とともに実現される。また、地域経済循環の形成は、安定した職の創出を通して、生活権原則の実現につながり、かつ地域コミュニティ原則の条件である地域の経済的自律性を実現する。

最後に、ローカライゼーションは、第1に、地域主権を否定し、地域を犠牲にするコーポレート・グローバリゼーションに対する批判であって、貿易、グローバル化そのものを否定するものではない。その基本的主張は、少数巨大企業の資本蓄積のためのグローバリゼーションから、自律的、かつ持続的地域コミュニティ建設に貢献するグローバリゼーションへの転換である。第2に、ローカライゼーションは、少数独占資本への権力集中を批判するものであって、必ずしも大手企業の存在そのものを否定するものではない。その基本主張は、地域企業の重視、グローバル大手企業のガバナンス改革すなわち、コミュニティの利益に貢献しうる企業への転換である。こうした転換によって、エコロジー、持続的経済を犠牲にしたグローバル化からエコロジー、持続的経済を基本とし、その実現を目的とするグローバル化への体制転換が可能となる。

確かに、ローカライゼーションは、資本主義の枠内での体制転換であり、市場経済、階級関係を廃止するものではない。しかし、市場経済の枠内でありながら、ローカライゼーションによって、地域コミュニティが「市場

図2 「市場と制度」の転換



と制度」の設計権を取り戻し、市民生活を第一義とする体制が整えられる。また、体制転換プロセスにおいて、地域のステークホルダーが従業員とともに経営への参画を果す。ローカライゼーションは、民主主義の実現、マルクスのいう個体的所有の実現に限りなく接近する。

注

- (1) 債券利回りの自由化を受け、ソロモン・ブラザーズのクロンソールは、モーゲッジ債券 (RMBS) を考案する。その後、投資銀行は、レバレッジを40倍に拡大し (2007年)、サブプライム・ローン債権を競って買い集め、証券化商品ビジネスを拡大する。
- (2) ゴールドマン・サックスは、政府の低金利ローン、調達資金に対する政府保証を受けながら、2009年第2四半期、石油、その他商品投機により利益を上げる。これは、税金によるバック・アップの下、投機を行い、消費者、生産者から所得を吸い上げたことを意味する (Baken, 2009)。
- (3) アメリカでは、経済の金融化に伴い、経営は、株主価値最大化行動を強める。これは、USトップ1,000社の発行株式の約6割を所有する機関投資家の圧力によるものであるとの主張が見られる (Lazonick and O'Sullivan, 2000; Aglietta, 2000; Holmstrom and Kaplan, 2001; Nölke and Perry, 2007)。しかし、機関投資家は、運用成績を上げるため売買を繰り返し、企業がバランズに直接圧力を加えることは少ない。事実、高額な役員報酬を機関投資家はコントロールしていない (Bogle, 2005)。
- (4) 2008年9月のリーマン・ブラザーズ破綻以降、アメリカの 'Too Big to Fail' 政策の下、金融集中がさらに進む。J.P.モルガン・チェイス、バン

カメ, ウェルファーゴ, シティグループ上位4社は, モーゲッジ債券発行の50%, クレジットカード市場の約2/3のシェアを占める (Cho, 2009).

日本語文献

- 小倉将志郎 (2006) 「米国における金融部門の収益拡大と資金循環構造の変化——1980-90年代を中心に——」『証券経済研究』第55号, 2006年9月.
- 小倉将志郎 (2007) 「1980-90年代における米国投資銀行の収益拡大と『M&A関連業務』」『一橋研究』第32巻, 第2号.
- 小倉将志郎 (2009) 「サブプライム金融危機と『影の銀行システム』」『行財政研究』73号, 2009年3月.
- 高田太久吉 (2008) 「サブプライム問題に現れたローン証券化の虚構性」『前衛』2008年2月.
- 建部正義 (2009) 「金融サイドから見たサブプライムローン・ショック」『季刊経済理論』第46巻, 第1号, 2009年4月.
- 所康弘 (2009) 『北米地域統合と途上国経済——NAFTA・多国籍企業・地域経済』西田書店.
- 林香里 (2006) 「NHKと公共放送——受信料配分を多彩に」『朝日新聞』2006年2月1日.
- 古野高根 (2008) 『20世紀末バブルはなぜ起こったか——日本経済の教訓』桜井書店.
- レーニン (1917) 『帝国主義』(宇高基輔訳) 岩波文庫版, 1956年. В. И. Ленин 《Империализм, как Высшая Калигализма》

英語文献

- Aglietta, M. (2000) "Shareholder Value and Corporate Governance: Some Tricky Questions," *Economy and Society*, Vol. 29, No. 1, February, 2000.
- Aglietta, M. and R. Breton (2001) "Financial Systems, Corporate Control and Capital Accumulation," *Economy and Society*, Vol. 30, No. 4, November, 2001.
- Akyüz, Y. (2009) "Policy Response to the Global Financial Crisis: Key Issues for Developing Countries," South Centre, May, 2009.
- Anderson, S. *et al.* (2005) *Field Guide to the Global Economy*, The New Press: New York.
- Anderson, S. and S. Grusky (2007) "Challenging Corporate Investor Rule: How

- the World Bank's Investment Court, Free Trade Agreements, and Bilateral Investment Treaties Have Unleashed a New Era of Corporate Power and What to Do about It," *Food & Water Watch*, Institute for Policy Studies, April, 2007.
- Atarah, L. (2005) "Playing Chicken: Ghana vs. the IMF," *CorpWatch*, 14 June, 2005.
- Baker, D. (2009) "Reverse Bank Robbery," *The Guardian*, 31 August, 2009.
- Bayliss, K. (2000) "The World Bank and Privatization: A Flawed Development Tool," *Global Focus*. (<http://www.psir.org/reports/2000-11-u-wb.doc>)
- Beder, S. (2006) *Suiting Themselves: How Corporations Drive the Global Agenda*, Earthscan: London & Sterling, Va.
- Bello, W. (updated ed.) (2004) *Deglobalization: Ideas for a New World Economy*, Zed Books: London & New York.
- Bogle, J. C. (2005) *The Battle for the Soul of Capitalism*, Yale University Press: Connecticut & London. (瑞穂のみこ訳) 『米国はどこで道を誤ったか——資本主義の魂を取り戻すための戦い』 東洋経済新報社, 2008年.
- Brenner, R. (2002) *The Boom and the Bubble: The US in the World Economy*, New Left Books, Verso: New York & London. (石倉雅男・渡辺雅男訳) 『ブームとバブル——世界経済のなかのアメリカ』 こぶし書房, 2005年.
- Buckman, G. (2004) *Globalization: Tame or Scrap It?*, Zed Books: London & New York.
- Cavanach, J. and J. Mander (ed.) (2004) *Alternatives to Economic Globalization: A Better World is Possible*, Berrett-Koehler Publishers, Inc.: San Francisco.
- Center for Economic and Policy Research (2009) "State Department Steps against Honduran Coup Don't Go Far Enough," CEPR, 3 September, 2009.
- Centre for Public Integrity (2003a) "Promoting Privatization," 3 February, 2003. (<http://projects.publicintegrity.org/water/>)
- Center for Public Integrity (2003b) "The 'Aguas' Tango: Cashing in on Buenos Aires' Privatization," 6 February, 2003. (<http://projects.publicintegrity.org/water/>)
- Cho, D. (2009) "Banks 'Too Big to Fail' Have Grown Even Bigger," *The Washington Post*, 28 August, 2009.

- Chossudovsky, M. (1997) *The Globalization of Poverty: Impact of IMF and World Bank Reforms*, Zed Books, Penang: Malaysia. (郭洋春訳)『貧困の世界化』つげ書房新社, 1999年.
- Chossudovsky, M. (1998) "Financial Welfare," The Transnational Foundation for Peace and Future Research.
(<http://www.geocities.com/eureka/concourse/8751/edsi03/chossu01.htm?200917>)
- Cordero, J. A. (2009) "IMF's Stand-by Arrangements and the Economic Downturn in Eastern Europe: The Cases of Hungary, Latvia, and Ukraine," Center for Economic and Policy Research, September, 2009.
- Cray, C. (2006) "The World Bank's Revolving Door: Share Program Exchanges World Bank and Corporate Employee," *Multinational Monitor*, Vol. 21, No. 6, June, 2006.
- Crotty, J. (2007) "If Financial Market Competition is so Intense, Why are Financial Firm Profits so High? Reflections on the Current 'Golden Age' of Finance," Political Economy Research Institute Working Paper, No. 134, April 2007.
- Domhoff, G. W. (6th ed.) (2010) *Who Rules America?: Challenges to Corporate and Class Dominance*, McGraw-Hill Companies, Inc.: New York.
- Dierckxsens, W. (2000) *The Limits of Capitalism: An Approach to Globalization without Neoliberalism*, Zed Books: London & New York.
- Draffan, G. (2003) *The Elite Consensus: When Corporations Wield the Constitution*, The Apex Press: New York.
- Ellwood, W. (2001) *The No-Nonsense Guide to Globalization*, New Internationalist Publications and Verso: London. (渡辺雅男・姉齒暁訳)『グローバリゼーションとは何か』こぶし書房, 2003年.
- FitzGerald, V. (2001) "Regulating Large International Firms," Queen Elizabeth House, Working Paper, No. 64, January, 2001.
- Friedman, T. L. (updated and expanded ed.) (2006) *The World is Flat: A Brief History of the Twenty-first Century*, International Creative Management, Inc.: London. (伏見威藩訳)『フラット化する世界 (上) (下) —経済の大転換と人間の未来』日本経済新聞社, 2006年.
- Gallagher, J. and R. Robinson (1953) "The Imperialism of Free Trade," *The Eco-*

- conomic History Review*, Vol. VI, No. 1.
- Global Policy Forum (2009) "Voting Share at the IMF and the World Bank 2009." (<http://www.globalpolicy.org/>)
- Goldsmith, E. and J. Mander (ed.) (2001) *The Case against the Global Economy: And for a Turn towards Localization*, Earthscan Publications Ltd.: London. (小南祐一郎・塚本しづ香訳。但し、訳は1996年版43章のうちの13章分のみ) 『グローバル経済が世界を破壊する』朝日新聞社, 2000年。
- Hilferding, R. (1909) „Das Finanzkapital, *eine Studie über die jüngste Entwicklung des Kapitalismus*," mit einem Vorwort von Fred Oelssner, Dietz Verlag, Berlin, 1955. (林要訳) 『金融資本論』大月書店, 1952年。
- Hines, C. (2000) *Localization: A Global Manifesto*, Earthscan Publications Ltd.: London.
- Hobson, J. A. (1902) *Imperialism: A Study*, George Allen & Unwin Ltd.: London. (矢内原忠雄訳、訳は1948年の第4版に基づく) 『帝国主義』(上), (下) 岩波文庫, 1951年。
- Holmstrom, B. and S. Kaplan (2001) "Corporate Governance and Merger Activity in the U. S.: Making Sense of the 1980s and 1990s," NBER Working Paper 8220, April, 2001.
- Hudson, M. (2nd ed.) (2003) *Super Imperialism: The Origin and Fundamentals of U.S. World Dominance*, Pluto Press: London & Sterling, Va. (広津倫子訳) 『超帝国主義国家 アメリカの内幕』徳間書店, 2002年。
- Ikerd, J. E. (2008) *Crisis & Opportunity: Sustainability in American Agriculture*, University of Nebraska Press: Lincoln & London.
- IMF (2007) *World Economic Outlook: Globalization and Inequality*, October, 2007.
- Johnson, S. (2009) "The Quite Coup," *The Atlantic Online*, May, 2009.
- Jones, G. (2005) *Multinationals and Global Capitalism*, Oxford University Press: Oxford.
- Khor, M. (2009) "Statement by the South Centre: Statement at the UN General Assembly Extraordinary Thematic Dialogue on the World Financial and Economic Crisis and Its Impact on Development," South Centre, 25 March, 2009.
- Korten, D. (2nd ed.) (2001) *When Corporations Rule the World*, Kumarian Press Inc., and Berret-Koehler Publishers, Inc.: San Francisco. (西川潤・桜井文訳)

- 『グローバル経済という怪物』シュプリングー・フェアラー東京, 1997年
(但し, 訳は第1版1995年のもの).
- Korten, D. (2006) *The Great Turning: From Empire to Earth Community*,
Kumarian Press, Inc. and Berret-Koehler Publishers, Inc. (田村勝省訳)『大転
換』一灯舎, 2009年.
- Krippner, G. R. (2005) "The Financialization of the American Economy," *Socio-
Economic Review*, 3 (2).
- Lazonick, W. and M. O'Sullivan (2000) "Maximizing Shareholder Value: A New
Ideology for Corporate Governance," *Economy and Society*, Vol. 29, No. 1,
February, 2000.
- Madeley, J. (2nd ed.) (2008) *Big Business, Poor Peoples: How Transnational
Corporations Damage the World's Poor*, Zed Books: London & New York.
- Margolis, N. (2009) "Beyond the Classroom—Students Study Urban Agriculture
and Improve the Local Food System," Food First, 19 August, 2009.
- Marsden, B. (2003) "Cholera and the Age of the Water Barons," The Centre for
Public Integrity. ([http://projects.publicintegrity.org/water/report.
aspx?aid=44](http://projects.publicintegrity.org/water/report.aspx?aid=44))
- Martinez, E. (2009) "Boston Bounty Bucks Inspire Other Communities," Food
First, 19 August, 2009.
- Marx, M. *et al.* (2007) "Strategic Corporate Initiative: Toward a Global Citizens'
Movement to Bring Corporation Back under Control," Corporate Ethics Inter-
national.
- Mishel, L. *et al.* (2008) *The State of Working America 2007/2008*, Economic
Policy Institute, Cornell University Press: Ithaca & London.
- Nölke, A. and J. Perry (2007) "The Power of Transnational Private Governance:
Financialization and the IASB," *Business and Politics*, Vol. 9, No. 3, Article 4.
- OECD (2006) *OECD Economic Surveys Japan*, July 2006.
- Orhangazi, Ö. (2008) *Financialization and the US Economy*, E. Elgar: Chelten-
ham, UK & Northampton, MA, USA.
- Panitch, L. and S. Gindin (2004) *Global Capitalism and American Empire*, Mer-
lin Press: London. (渡辺雅男訳)『アメリカ帝国主義とは何か』こぶし書房,
2004年.
- Plender, J. (2003) *Going off the Rails*, John Wiley & Sons Ltd: Chichester, UK.

- Reich, R. (2007) *Supercapitalism: The Transformation of Business, Democracy, and Everyday Life*, Alfred A. Knopf: New York. (雨宮寛・今井章子訳)『暴走する資本主義』東洋経済新報社, 2008年.
- Shiva, V. (2005) *Earth Democracy: Justice, Sustainability, and Peace*, South End Press: Cambridge, Massachusetts.
- South Centre (2003) "Institutional Governance and Decision-Making Processes in the WTO," South Centre, Analytical Note, SC/TADP/AN/IG/7, December, 2003.
- South Centre (2005) "Selection of the WTO Director-General: Some Point to Consider," South Centre, Analytical Note, SC/TADP/AN/IG/8, January, 2005.
- South Centre (2007) "Reform of World Bank Governance Structure," South Centre, Analytical Note, SC/GGDP/AN/GEG/4, September, 2007.
- Stiglitz, J. E. and A. Charlton (2005) *Fair Trade for All: How Trade Can Promote Development*, Oxford University Press. (浦田秀次郎監訳・高遠裕子訳)『フェアトレード—格差をうまない経済システム』日本経済新聞社, 2007年.
- Stockhammer, E. (2007) "Some Stylized Facts on the Finance-Dominated Accumulation Regime," Political Economy Research Institute Working Paper, No. 142, July, 2007.
- Strange, S. (1986) *Casino Capitalism*, Basil Blackwell: Oxford. (小林襄治訳)『カジノ資本主義—国際金融恐慌の政治経済学』岩波書店, 1988年.
- Toussaint, E. (updated ed.) (2005) (translated by Manus, V., B. *et al.*) *Your Money [or] Your Life: The Tyranny of Global Finance*, Pluto Press: London & Sterling, Va.
- UNCTAD (2004) *The Least Developed Countries Report 2004*, United Nations.
- UNCTAD (2007) *The Universe of the Largest Transnational Corporations*, UNCTAD Current Studies on FDI and Development, No. 3, United Nations.
- UNCTAD, Division on Investment, Technology and Enterprise Development (2003) *Transnational Corporations*, Vol. 12, No. 1, April, 2003, United Nations.
- Watkins, K. (2002) *Rigged Rules and Double Standards: Trade, Globalization, and the Fight against Poverty*, Oxfam International.
- Weisbrot, M. (2009) "First, Reform the I.M.F.," *The New York Times*, 25 April, 2009.
- Weisbrot, M. and J. Johnston (2009) "IMF Voting Shares: No Plan for Signifi-

- cant Changes,” Center for Economic and Policy Research, Issue Brief, May, 2009.
- Weissman, R. (2000) “The IMF on the Run: The International Monetary Fund Tries to Outrun Its Critics,” *Multinational Monitor*, Vol. 21, No. 4, April, 2000.
- Wolff, E. (2001) “Why Has Medium Wealth Grown So Slowly in the U. S. during the 1990s?” (www.nek.lu.se/ryde/21symp01/papers/wolff.pdf)
- Woodward, D. (2001) *The Next Crisis?: Direct and Equity Investment in Developing Countries*, Zed Books: London & New York.
- World Bank (2009) *World Development Indicators*.
- World Commission on the Social Dimension of Globalization (2004) *A Fair Globalization: Creating Opportunity for All*, ILO.